

第四条 会費の額は、年額三〇〇〇円。ただし、学部学生会費は年額二〇〇〇円とし、納入方法は別に定める。

第五条 会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

附 則

一 本会則は昭和五十八年五月二十一日より施行する。

二 本会則は昭和六十一年十一月二十九日より一部改正施行する。

三 本会則は平成三年四月一日より一部改正施行する。

四 本会則は平成八年四月一日より一部改正施行する。

五 本会則は平成九年四月一日より一部改正施行する。

六 本会則は平成十二年七月八日より一部改正施行する。

七 本会則は平成十五年六月二十八日より一部改正施行する。

八 本会則は平成十六年六月十二日より一部改正施行する。

内 規

一、委員の構成 当分の間、二松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻から一名、中国学専攻から一名、文学部国文学科から

七名、中国文学科から六名、教職課程から一名、上記以外の

教職員会員からの会長の指名、委嘱により若干名を加えるものとする。

二、学生委員 当分の間、大学院学生からは両専攻から前期各二

名、後期各一名、文学部学生の一・二年生からは若干名、各

ゼミごとに各一名を選出するものとする。

三、年間会費

一、通常会員は、年度ごとに、学生会員は、入学時に卒業・修

二、年間会費

三、原稿枚数等

了までの会費を一括納入するものとする。

2、一度納入した会費は返還しない。

3、三年以上会費を滞納した者については、本会より除名する。

『二松學舎大学人文論叢』投稿及び執筆要項（内規）

一 投稿資格

1 本会の会員である者。

2 編集委員会が依頼する者。

二 投稿原稿

3 投稿原稿（以下「原稿」と略称）は、未公表の学術論文・小

論文・研究報告（実践教育法など）・資料紹介・翻訳・翻刻

とする。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文に纏めたも

のは、未公表と見做す。（調査報告・新資料紹介は、その調

査・資料をふまえた論文であること。翻訳・翻刻は、本人の

研究全体の中での当該翻訳・翻刻の位置付けを明記すること）

なお、投稿原稿にはコピー（副本）二部を添え、現住所・卒

業年度及び現職、あるいは学年・所属を明記すること。

4 投稿原稿は、国語国文学・中国学・比較文学に関するものを

中心とする。ただし、編集委員会から委嘱を受けた場合はそ

の限りではない。

5 投稿原稿は、原則として日本文に限る。ただし、中国学・比

較文学に関するものについては、編集委員長の承認を経て、

該当の原語での寄稿を認める。

6 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。

7 原稿枚数は、本文・注・図版等をあわせて、四〇〇〇字詰原稿用紙五〇枚相当以内とする。なお、小論文の原稿枚数は、一〇〜一五枚程度とする。注は、原稿用紙一マスに一字を納める。ワープロ等を使用の場合は、一行五四字または二七字とし、毎ページ何行かを見やすい場所に明記し、機種明記の上フロッピーと共に提出すること。また、四〇〇〇字詰原稿用紙に換算した枚数を明記すること。

8 図版を必要とする場合、占有面積一ページ分を四〇〇〇字詰原稿用紙二・五枚の割合で換算する。図版原稿は、そのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。

9 同一標題の論文は、原則として連載を認めない。
四 体裁・表記等

10 漢文に返点・送り仮名を付けることは原則として認めない。ただし、日本漢文・日本漢学等に関する内容のもので、訓点の施し方自体を論ずる場合はこの限りではない。

11 注は、各章・各節ごとに付けず、通し番号を施して全文の末尾に纏める。割注を用いることは認めない。

12 表記は、原則として常用漢字・現代仮名遣いとする。ただし、旧漢字・旧仮名遣いを用いる場合は、執筆者の責任に於いて、完全原稿を作成すること。

13 裏表紙の英文題目は、執筆者の責任に於いて原稿末尾に、改行して記入すること。また、四〇〇〇字程度の要旨を添付する

こと。

五 原稿締切り・提出先

14 原稿締切りは、毎年五月末日・九月末日とする。

15 提出先は、国文学研究室・中国学研究室とする。

六 校正等

16 執筆者校正は、再校までとする。

17 校正時の加筆・訂正は、初校段階に限り、必要最小限のものについてのみ認める。再校時の加筆・訂正は、原則としてこれを認めない。

18 大幅に加筆・訂正された場合、その結果加算される印刷費は、執筆者の負担とすることがある。

19 執筆者の責任で、校正が期限を越えて遅延し、発刊に支障をきたすことが予想される場合、編集委員会の責任に於いて、掲載を中止する場合がある。

七 抜刷等

20 掲載論文の執筆者に対しては、本誌五部と抜刷五〇部を贈呈する。抜刷の追加を希望する場合は、初校返送時に追加所要部数を連絡すること。ただし、抜刷追加部数の実費は、本人負担とする。

附 則

本投稿及び執筆要項(内規)は平成九年六月二十六日より施行する。
本投稿及び執筆要項(内規)は平成十二年七月八日より一部改正施行する。